

十カ町

## 町並み景観通信

発行人：十カ町会景観専門委員会・川越市都市計画部

発行日：平成21年3月

連絡先：川越市都市計画部都市景観課 049-224-8811

十カ町町並み景観通信は、平成5年の十カ町会景観専門委員会設置により始まり、第11号まで発行されています。

## 平成20年度の十カ町会景観専門委員会の取り組みを紹介します

平成16年9月に「川越十カ町地区都市景観形成地域」が指定されてから4年半が経ちました。

平成20年度、十カ町会景観専門委員会では、届出状況や表示板の設置、川越市景観計画の検討、隣接する中央通り沿線のまちづくり計画について、話し合いをしてきました。

この通信では、これらの内容をご紹介します。



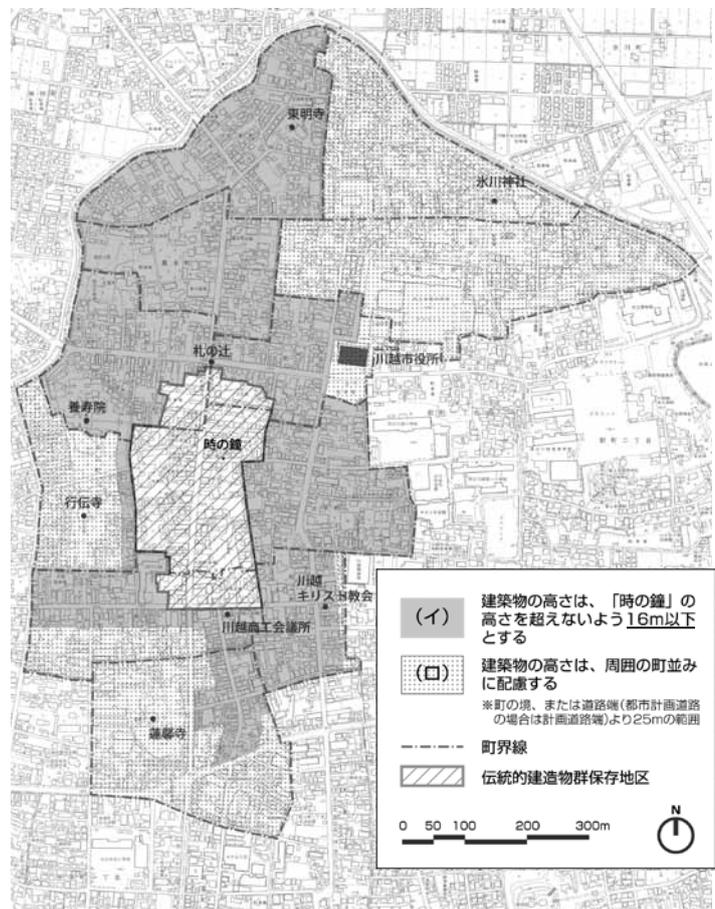
## 川越十カ町地区都市景観形成地域とは？

平成16年9月17日、伝建地区を含む通称十カ町地区（約78.3ha）が川越市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されました。

十カ町の町並み景観を守り育てるため、建築の際には地域景観形成基準を守り、市へ届出をする必要があります。特に右図のイの範囲における建築物の高さは、「時の鐘」の高さを超えないよう16m以下にする必要があります。

## 地域景観形成基準（主なルール）

1. 建築物の高さは周囲の町並みに配慮する（右図のイの範囲では16m以下とする）
2. 主要な道路に面する建物のデザインは伝統的な建物と調和するよう配慮する
3. 大規模な屋外広告物の設置を控える



## 建築などの届出状況のご報告

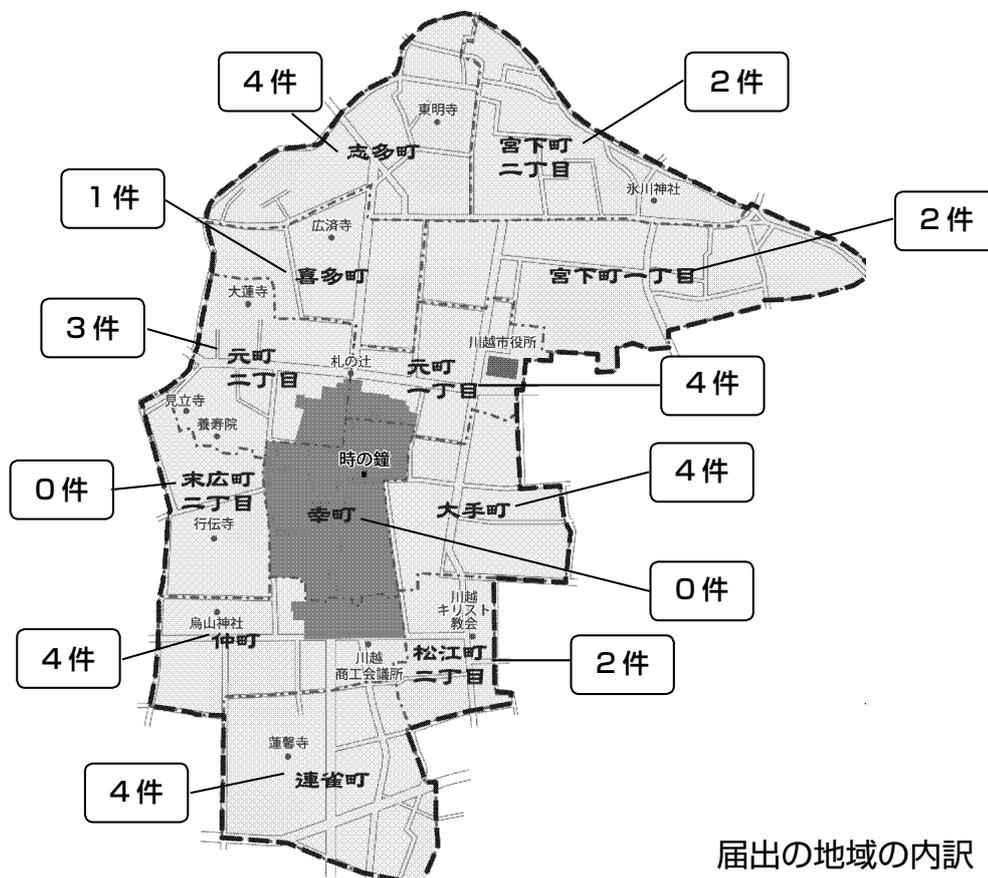
川越十カ町地区都市景観形成地域内における平成 20 年度の届出件数は 29 件でした。そのうち建築物に関するものは 24 件あり、専用住宅が 14 件、併用住宅が 7 件、店舗が 1 件、その他 2 件でした。

平成 20 年度 届出件数 29 件の内訳 (平成 21 年 3 月 12 日現在)

届出		件数
建築物	新築	17
	増築	3
	外観・色彩の変更	4
工作物 (看板等)		3
除却		2

届出のあった建築物の用途の内訳

用途	届出件数
専用住宅	14
併用住宅	7
店舗	1
その他	2
合計	24



### 届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
  - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
  - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※川越市都市景観条例施行規則第 6 条により届け出を必要としない通常の管理行為、軽易な行為等が定められています。

## 地域指定をお知らせする表示板を設置しました

川越十カ町地区都市景観形成地域の指定をお知らせする表示板は、これまで地区内7箇所に設置されています。今年度も、新たに「元町一丁目のポケットパーク」に設置することになりました。

専門委員会では、他に候補として「志多町の新河岸川の橋の袂」や「さいたま地方裁判所」があがりましたが、これらについては引き続き検討を行っていきます。

また、来年度は盤面の修正や、痛んでいる表示板の修理にも予算を使いたいと考えています。



元町一丁目のポケットパーク

## 「川越市景観計画」の検討について話し合いました

川越市は、全国に先駆けて自主条例である都市景観条例\*<sup>1</sup>を、平成元年に施行しました。平成16年9月には、皆様のご協力のもと川越十カ町地区都市景観形成地域が指定されています。川越十カ町地区都市景観形成地域は、指導・助言という緩やかな誘導型の基準ながら、地権者の皆様に16mの高さ規制などを守っていただき、魅力ある景観形成が進められています。

現在、川越市は、平成16年に制定された景観法\*<sup>2</sup>に基づき、良好な景観の形成に関する方針や、行為の制限に関する事項など示した「川越市景観計画」の策定に向け、検討を始めています。十カ町地区については、重点地区と位置づけ、これまで同様に、すべての規模の建築物・一部の工作物の建築行為や色彩の変更の際の事前の届出を検討しています。

平成21年度は、地域の皆様のご意見を聞きながら、景観計画における本地区の位置づけや内容についての具体的な検討を進める予定ですので、ご協力をお願いいたします。

### ※1 都市景観条例

「川越市都市景観条例」は、都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、川越の優れた都市景観の保全及び創造を図り、もって魅力あふれる快適な都市の実現に寄与することを目的として、平成元年に施行されました。



### ※2 景観法

景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。（平成17年6月1日施行）

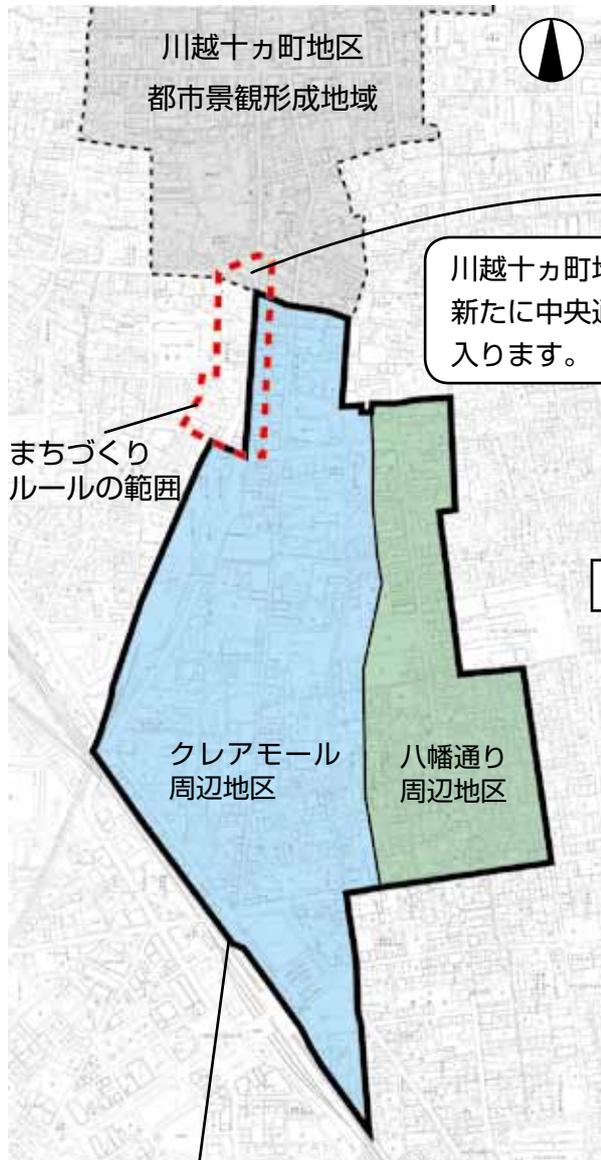
# 中央通り沿線のまちづくり計画について

中央通り沿線では、道路の拡幅や土地区画整理事業などの動きに合わせ、同地域を都市景観形成地域に指定する検討を行っています。

現在の案では、連雀町の日高県道より南側のエリアが「川越十カ町地区都市景観形成地域」から外れ、新たに「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」を拡大した「中央通り地区」に入る検討をしています。

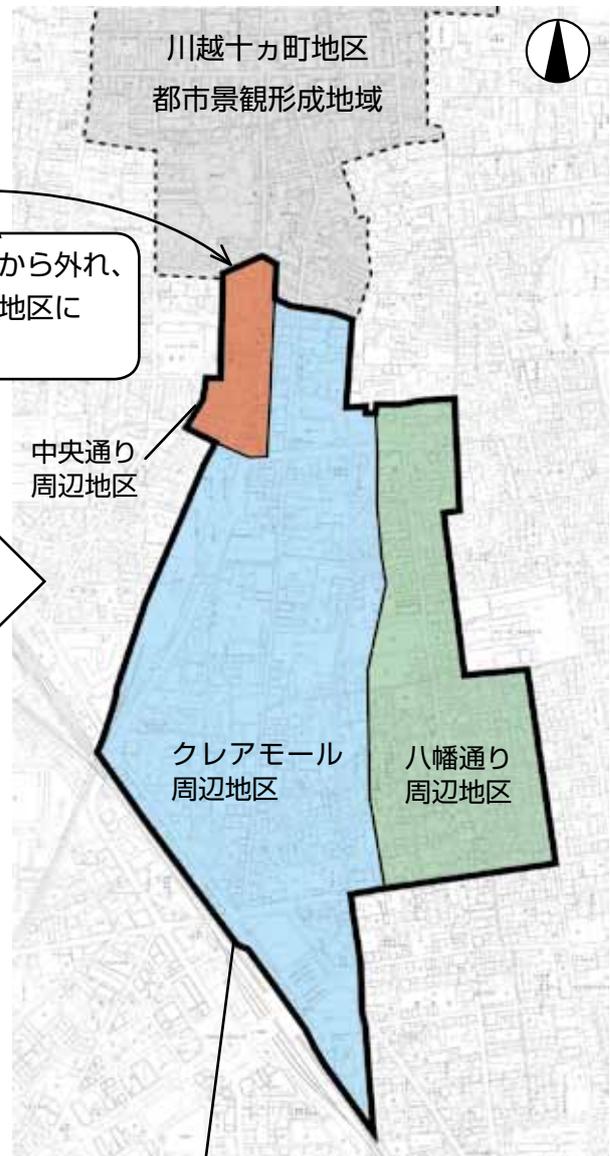


## <現況>



クリアモール・八幡通り周辺地区  
都市景観形成地域

## <地域指定の案>



(仮称) クリアモール・八幡通り・  
中央通り周辺地区  
都市景観形成地域